

令和 5 年 12 月 21 日

お客さま 各位

倉吉信用金庫

当座勘定規定（一般当座用）の改定のお知らせ

当金庫は、令和 6 年 2 月の「ことら送金」の取扱開始に伴い、当座勘定規定（一般当座用）を下記の通り改定いたします。

なお、改定日以前にご契約いただいているお客さまに対しましても、改定後の規定が適用されますので、ご了承ください。

記

1. 改 定 日 令和 5 年 12 月 21 日（木）
2. 改定内容

項 目	内 容
支払の範囲	手形・小切手の決済資金への充当期限を明記した

3. 新旧対照表
- 当座勘定規定（一般当座用）

変更前	変更後
第 9 条（支払の範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第 9 条（支払の範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時まで</u> に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。 <u>ただし、当金庫の裁量により 15 時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u> (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

※ご不明な点がございましたら、窓口へお問い合わせください。